



## 世界遺産登録 30 周年ロゴマークの制定について

- ・世界遺産登録30周年記念ロゴマークを新たに制定
  - ・官民でロゴマーク広く活用し、世界に誇る本市の世界遺産「五箇山合掌造り集落」を広く周知するもの
- ※本年（2025年 令和7年）は、「五箇山合掌造り集落」の世界遺産登録（1995年12月）から30周年の年となる。

### ■ 内容説明

#### ○デザイン

- ・世界遺産の象徴である合掌造りの形を生かし、30周年を直感的に伝えることができるデザイン
- ・今回のデザインは、市が20周年時に作成したロゴマークを活用し、作成したもの

#### ○利用期間

令和7年1月 ～ 令和8年3月31日まで

#### ○利用内容（予定）

- ・使用に関するガイドラインを作成し、世界遺産の価値・認知度の向上のため、下記のような使用例で幅広く活用予定。
- ・同ロゴマークは、白川村でも活用される。

#### （使用例）

- ・南砺市が発行する刊行物などへの表示
- ・世界遺産関連のイベントでのサイン表示
- ・学校・企業・市役所などでの活用（教育素材、名刺、名札など）
- ・市内の事業者を中心とした商用利用

## 白川郷・五箇山合掌造り集落 世界遺産登録30周年記念ロゴマーク使用方針

### ○目的

本方針は、白川郷・五箇山合掌造り集落 世界遺産登録30周年記念ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を効果的に使用することで、世界遺産の価値及び知名度を市内外に発信し、世界遺産を将来にわたって守り、次の世代に引き継いでいくことを実現していくことを目的とする。

### ○ロゴデザイン

別紙のとおり

### ○使用方針

#### 1 基本理念

ロゴは、世界遺産登録30周年を記念し、その価値を広めるための象徴となるために使用されるものであること。

#### 2 使用範囲

##### ◇公的文書、各種お知らせ

広報、ニュースレター、公式ウェブサイト及びソーシャルメディアの投稿など、全ての公的なコミュニケーション手段などでの使用

##### ◇イベント装飾

記念行事、祭り、関連イベントにおいて、会場入口やステージ、ブースにロゴを使用したバナーやのぼり旗などへの使用

##### ◇企業などとの連携

企業や店舗による、ショッピングバッグ、レシート、ユニフォーム、商品パッケージなどでの使用

##### ◇教育プログラム

各種学校で行われる歴史教育や文化学習の教材、プリント、スクールイベントのチラシなどでの使用

##### ◇プロモーションアイテム、商用

Tシャツ、エコバッグ、ステッカー、マグネット、カレンダーなどの各種ノベルティなどでの使用（商用利用を可とする。）

※ロゴの使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、当方針の内容について同意したものとみなす。

※上記以外の目的での使用を希望する場合は、別途南砺市ブランドプロモーション室との協議により使用の可否を決定する。

### 3 使用ガイドライン

#### ◇色と形

ロゴの形を変更せず、統一されたデザインを維持すること（色の変更は可）。

#### ◇最小サイズ

ロゴの最小サイズは見やすく識別可能なものであり、詳細情報が失われないように使用すること。

印刷物の場合、横12mm以上、WEBコンテンツの場合、36px以上を標準とする。

#### ◇位置と背景

視認性を考慮し、他の要素と適切な距離を保って配置すること。

不適切な背景色や柄を避け、ロゴが明瞭に見えるよう工夫すること。

### 4 使用手続き

#### ◇申請及び承認

ロゴの使用を希望する個人や団体は、事前に南砺市ブランドプロモーション推進室に申請書を提出し、使用の承認を得ること。

#### ◇使用期間

使用承認は、2026年3月31日までの周年期間に限る。

### 5 監督と対応

#### ◇適正使用の監督

ロゴの使用が方針に沿っているか、南砺市ブランドプロモーション推進室が監督する。

#### ◇不適切使用の対応

方針に反する使用が確認された場合、即座に使用の中止を求め、必要に応じて適切な措置を講じる。

### 6 方針の変更について

本方針について、南砺市ブランドプロモーション推進室が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、変更することができる。使用者は、ロゴを使用するに限り方針の変更に同意したものとみなす。

世界遺産「白川郷・五箇山合掌造り集落」登録30周年ロゴマーク

